

### (利用料金・冷暖房費)

第4条 利用料金と冷暖房費は表のとおりとする。

	室名	1回利用料	【冷暖房費】
1	1階 集会室	6,000円	タイマー器1台毎の金額 30分・・・100円 ※100円硬貨を入れて使用 【利用時間(1日3区分)】 午前・午後・夜間に分けて 利用する。
2	1階 会議室A	3,500円	
3	1階 和室	4,000円	
4	1階 調理室	6,000円	
5	2階 研修室	4,500円	
6	2階 会議室B	3,500円	

※ 利用時間は1日を3区分とし、1回の利用料は1区分を利用した金額とする。

午前の部 9:30 ~ 12:30

午後の部 13:30 ~ 16:30

夜間の部 18:00 ~ 21:00

- (1) 八万町各種団体連絡協議会の構成団体は、八万地域の全体にかかわる活動をするので、利用料を無料とするが、冷暖房費は各団体が支払うこととする。
- (2) 八万地区在住者が利用する場合は、利用料金表の7割とする。
- (3) 営利目的で利用する場合は、利用料金表の2倍とする。
- (4) 各町内会での利用料は、年1回の総会のみ無料とする。
- (5) 会長が必要と認めるときは、利用料を減免することができる。

### (利用料金の支払い)

第5条 利用料金等の支払いは前納とし、利用する前までに事務局に支払うこととする。

やむを得ず前納の支払いができない理由がある場合は、利用する前までに事務局の了解を得た場合に限り、事務局が支払い期限を定めたうえで後納とすることができる。

### (利用の取消し・停止)

第6条 次の場合において、センターは利用者の利用を取消し、または停止することができる。

- (1) 天災、不可抗力等の事由により、センターを利用できないとき。
- (2) 利用者の安全や施設及び備品等の保全が十分に確保できないとき。
- (3) 利用目的や内容が公序良俗に反するとき。
- (4) その他、特別の事由があると判断したとき。